

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 3 月 28 日 (金) 号外第 35 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (20) (業務効率推進課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、県の行政組織を改める。

2 規則の概要

(1) 本庁に関する事項

ア 文化観光局を文化観光スポーツ局に改組し、その下にスポーツ課を置く。

イ 農林水産部農業振興戦略監を新設し、その下にとっとり農業戦略課、生産振興課及び畜産課を置く。

ウ 農林水産部農林総合研究所を廃止し、試験場統括本部を新設する。

エ 次に掲げる課等を再編する。

(ア) 文化観光局の観光政策課を観光戦略課に改める。

(イ) 生活環境部くらしの安心局の住宅政策課を住まいまちづくり課に改める。

(ウ) 農林水産部の農政課を農林水産総務課に改める。

(エ) 商工労働部・農林水産部の市場開拓局市場開拓課を同局販路拡大・輸出促進課に改める。

(2) 地方機関に関する事項

ア 文化観光スポーツ局の所管に属する機関に社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館を加える。

イ 農林水産部の所管に属する機関に農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場及び林業試験場を加える。

(3) その他

内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、薬事法等の一部を改正する法律が施行される日とする(3)に関する事項の一部を除き、平成26年4月1日とする。

イ 関係する規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 地方機関	第3章 地方機関
第1節～第3節 略	第1節～第3節 略
第4節 総務部の所管に属する機関	第4節 総務部の所管に属する機関
第1款・第2款 略	第1款・第2款 略
第3款 人権ひろば21（ <u>第37条・第38条</u> ）	<u>第3款 米子工事検査事務所（第37条・第38条）</u>
第5節 文化観光スポーツ局の所管に属する機関	第4款 人権ひろば21（ <u>第38条の2・第38条の3</u> ）
第1款～第5款 略	第5節 文化観光局の所管に属する機関
第6款 <u>社会体育施設（第48条の2・第48条の3）</u>	第1款～第5款 略
第7款 <u>倉吉体育文化会館（第48条の4・第48条の5）</u>	
第8款 <u>産業体育館（第48条の6・第48条の7）</u>	
第6節 福祉保健部の所管に属する機関	第6節 福祉保健部の所管に属する機関
第1款 福祉保健事務所（ <u>第48条の8・第48条の9</u> ）	第1款 福祉保健事務所（ <u>第48条の2・第48条の3</u> ）
第2款～第19款 略	第2款～第19款 略
第7節・第8節 略	第7節・第8節 略
第9節 農林水産部の所管に属する機関	第9節 農林水産部の所管に属する機関
第1款・第2款 略	第1款・第2款 略
第3款 <u>農業試験場（第110条の2—第110条の4）</u>	
第4款 <u>園芸試験場（第110条の5—第110条の7）</u>	
第5款 略	<u>第3款 略</u>

第6款	略						
第7款	略						
第8款	略						
第9款	<u>畜産試験場（第127条の2—第127条の4）</u>						
第10款	<u>中小家畜試験場（第127条の5—第127条の7）</u>						
第11款	略						
第12款	<u>林業試験場（第130条の2—第130条の4）</u>						
第13款	<u>とっとり出合いの森（第130条の5・第130条の6）</u>						
第14款	略						
第15款	略						
第16款	略						
第10節～第13節	略						
第4章・第5章	略						
附則							
(趣旨)							
第1条	この規則は、 <u>鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）</u> に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。						
(部局及び部内局の名称等)							
第5条	鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。 未来づくり推進局 危機管理局 総務部 地域振興部 <u>文化観光スポーツ局</u> 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部						
2	前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。						
<table border="1"> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td><u>文化観光スポーツ局</u></td><td>まんが王国官房</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table>		略		<u>文化観光スポーツ局</u>	まんが王国官房	略	
略							
<u>文化観光スポーツ局</u>	まんが王国官房						
略							

第4款	略						
第5款	略						
第6款	略						
第7款	略						
第8款	略						
第9款	略						
第10款	略						
第10節～第13節	略						
第4章・第5章	略						
附則							
(趣旨)							
第1条	この規則は、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。						
(部局及び部内局の名称等)							
第5条	鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。 未来づくり推進局 危機管理局 総務部 地域振興部 <u>文化観光局</u> 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部						
2	前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。						
<table border="1"> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td><u>文化観光局</u></td><td>まんが王国官房</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table>		略		<u>文化観光局</u>	まんが王国官房	略	
略							
<u>文化観光局</u>	まんが王国官房						
略							

農林水産部	農業振興戦略監 試験場 統括本部 森林・林業振 興局 水産振興局
略	

農林水産部	農林総合研究所 森林・ 林業振興局 水産振興局
略	

(課及び総室内室並びに課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課及び総室内室	課内室等
略			
総務部	略	略	
		税務課	
		略	
		情報政策課	システム刷新室
		略	
略			
地域振興部	略	略	
		男女共同参画推進課	
		略	
略			
文化観光スポーツ局	略	観光戦略課	観光誘客室 山陰海岸世界ジオパーク推進室(生活環境部緑豊かな自然課と共管)
		スポーツ課	
		略	
略			
福祉保健部	略	障がい福祉課	社会参加推進室
		略	
		略	
略			
生活環境部	略	緑豊かな自然課	山陰海岸世界ジオパーク推進室(文化観光スポーツ局観光戦略課と共管)
		略	
		略	
くらしの	略	住まいまち	景観・建築指導室
		略	

(課及び総室内室並びに課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課及び総室内室	課内室等
略			
総務部	略	略	
		税務課	市町村税制支援室
		略	
		工事検査課	
		略	
略			
地域振興部	略	略	
		男女共同参画推進課	
		情報政策課	
略			
文化観光局	略	観光政策課	山陰海岸世界ジオパーク推進室(生活環境部緑豊かな自然課と共管)
		国際観光推進課	
		略	
略			
福祉保健部	略	障がい福祉課	総合支援室
		略	
		略	
略			
生活環境部	略	緑豊かな自然課	山陰海岸世界ジオパーク推進室(文化観光局観光政策課と共管) 全国都市緑化フェア室
		略	
		略	
くらしの	略	景観まちづ	
		略	

	安心 局	づくり課	
略			
農林 水産 部	農林水産 総務課	農林水産総務課	試験場総務室
		略	
	経営支援課		
	農地・水保 全課	農村整備室	
農業 振興 戦略 監	とっとり農 業戦略課	研究・普及推進室	
	生産振興課		
	畜産課		
試験 場統 括本 部			
略			
商工 労働 部・ 農林 水産 部	市場 開拓 局	販路拡大・ 輸出促進課	
		略	
県土 整備 部	県土総務課	技術企画課	用地室
		技術企画課	都市計画室
	略		

(未来づくり推進局各課の所掌事務)

第6条の2 未来づくり推進局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1)～(4) 略

	安心 局	づくり課	
		住宅政策課	
略			
農林 水産 部	農政課	企画調整室	
		略	
	経営支援課		
	生産振興課		
	畜産課		
	農地・水保 全課	農村整備室	
	全国植樹祭 課		
農林 総合 研究 所	企画総務課	技術普及室	
	農業試験場	作物研究室 環境研究室 有機・特別栽培研究室	
	園芸試験場	果樹研究室 野菜研究室 花き研究室 環境研究 室 生物工学研究室 砂 丘地農業研究センター 弓浜砂丘地分場 河原試 験地 日南試験地	
	畜産試験場	肉用牛研究室 育種改良 研究室 酪農・飼料研究 室	
	中小家畜試 験場	養豚研究室 環境・養鶏 研究室	
	林業試験場	森林管理研究室 木材利 用研究室	
略			
商工 労働 部・ 農林 水産 部	市場 開拓 局	市場開拓課	
		略	
県土 整備 部	県土総務課	技術企画課	用地室
		略	

(未来づくり推進局各課の所掌事務)

第6条の2 未来づくり推進局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1)～(4) 略

(5) 略
 (6) 略
 (7) 略
 広報課
 (1)～(3) 略
(4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
(5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。
 県民課・鳥取力創造課 略

(危機管理局各課の所掌事務)
 第6条の3 危機管理局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 危機管理政策課
 (1) 略
 (2) 略
 (3) 局の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）。
 (4) 略
 危機対策・情報課～消防防災課 略

(総務部各課の所掌事務)
 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 総務課～行政監察・法人指導課 略

(5) 国土形成計画に関すること。
(6) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
(7) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。
 (8) 略
 (9) 略
 (10) 略
 広報課
 (1)～(3) 略

県民課・鳥取力創造課 略

(危機管理局各課の所掌事務)
 第6条の3 危機管理局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 危機管理政策課
 (1) 略
(2) 災害復興推進の総括に関すること。
 (3) 略
(4) 局の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課（鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条の規定により設置された会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課をいう。以下同じ。）の所掌に属するものを除く。）。
 (5) 略
 危機対策・情報課～消防防災課 略

(総務部各課の所掌事務)
 第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 総務課～行政監察・法人指導課 略
 工事検査課
(1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。
(2) 県費補助に係る建設工事の検査（技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。）に関すること。
(3) 市町村等から委託を受けた建設工事の検査に関すること。
(4) 建設事業の評価に関すること。

情報政策課

- (1) 情報化施策に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域の高度情報化の推進に関すること。
- (3) 電子県庁の推進に関すること。
- (4) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。
- (5) 住民基本台帳ネットワークシステムの管理運営に関すること。

東京本部

- (1)～(8) 略
 - (9) 鳥取県東京アンテナショップの管理運営及び情報発信に関すること。
 - (10) 略
- 関西本部～行財政改革局人事企画課 略
行財政改革局業務効率推進課

- (1)～(4) 略

- (5) 災害復興推進の体制整備に関すること。

- (6) 略

行財政改革局財源確保推進課～人権局人権・同和対策課 略

(地域振興部各課の所掌事務)

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

- (1)～(5) 略
- (6) 国土形成計画に関すること。
- (7) 略
- (8) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）。

- (9) 略

とっとり暮らし支援課 略
交通政策課

- (1)・(2) 略
- (3) 空港の利用の促進に関すること（観光戦略課の所掌に属するものを除く。）。

- (4)・(5) 略

教育・学術振興課～男女共同参画推進課 略

- (5) 米子工事検査事務所にすること。

東京本部

- (1)～(8) 略
 - (9) 食のみやこ鳥取プラザの管理運営及び情報発信に関すること。
 - (10) 略
- 関西本部～行財政改革局人事企画課 略
行財政改革局業務効率推進課

- (1)～(4) 略

- (5) 略

行財政改革局財源確保推進課～人権局人権・同和対策課 略

(地域振興部各課の所掌事務)

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

- (1)～(5) 略
- (6) 略
- (7) 部の予算経理及び庶務に関すること（東部振興監東部振興課、会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。）。

- (8) 略

とっとり暮らし支援課 略
交通政策課

- (1)・(2) 略
- (3) 空港の国際化の推進及び利用の促進に関すること（国際観光推進課の所掌に属するものを除く。）。

- (4)・(5) 略

教育・学術振興課～男女共同参画推進課 略

情報政策課

- (1) 情報化施策に関する企画及び総合調整に関すること。

東部振興監東部振興課

(1)・(2) 略

(文化観光スポーツ局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光スポーツ局各課及びまんが王国官房の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課・交流推進課 略

観光戦略課

(1) 観光の振興に関すること

(2)～(5) 略

(6) 空港の国際化の推進に関すること。

スポーツ課

(1) スポーツ振興の企画及び総合調整に関すること。

(2) 生涯スポーツの振興に関すること。

(3) スポーツの競技力向上に関すること。

(4) スポーツ大会、合宿等の誘致に関すること。

(5) 社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館に関すること。

まんが王国官房 略

(2) 地域の高度情報化の推進に関すること。

(3) 電子県庁の推進に関すること。

(4) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。

(5) 住民基本台帳ネットワークシステムの管理運営に関すること。

東部振興監東部振興課

(1)・(2) 略

(3) 東部振興監東部振興課、鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県東部農林事務所、鳥取県鳥獣対策センター、鳥取県鳥取県土整備事務所、鳥取県八頭県土整備事務所、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立精神保健福祉センター及び鳥取県立鳥取看護専門学校の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課、庶務集中局集中業務課及び物品契約課並びに鳥取県東部県税事務所収税課、鳥取県東部福祉保健事務所福祉企画課、鳥取県東部生活環境事務所環境・循環推進課、鳥取県東部農林事務所農林業振興課、鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課、鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課及び鳥取県八頭県土整備事務所建設総務課の所掌に属するものを除く。）。

(文化観光局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光局各課及びまんが王国官房の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課・交流推進課 略

観光政策課

(1) 観光の振興に関すること（国際観光推進課の所掌に属するものを除く。）

(2)～(5) 略

国際観光推進課

国際観光の振興に関すること。

まんが王国官房 略

<p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>福祉保健課～健康医療局医療政策課 略 健康医療局医療指導課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>後期高齢者医療</u>に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和35年法律第145号）の施行に関すること。</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>福祉保健課～健康医療局医療政策課 略 健康医療局医療指導課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>老人医療費</u>に関すること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>薬事法</u>（昭和35年法律第145号）の施行に関すること。</p> <p>(6)・(7) 略</p>
<p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>環境立県推進課～循環型社会推進課 略 緑豊かな自然課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 山陰海岸ジオパークに関すること（<u>観光戦略課と共管</u>）。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>砂丘事務所～くらしの安心局消費生活センター 略</p> <p>くらしの安心局<u>住まいまちづくり課</u></p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>景観形成の推進に関すること。</u></p> <p>(14) <u>屋外広告物に関すること。</u></p>	<p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>環境立県推進課～循環型社会推進課 略 緑豊かな自然課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 山陰海岸ジオパークに関すること（<u>観光政策課と共管</u>）。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(10) <u>全国都市緑化とっとりフェアに関すること。</u></p> <p>砂丘事務所～くらしの安心局消費生活センター 略</p> <p>くらしの安心局<u>景観まちづくり課</u></p> <p>(1) <u>景観形成の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>都市計画及び都市計画事業（街路事業を除く。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>土地区画整理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>屋外広告物に関すること。</u></p> <p>(5) <u>民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規制対策に関すること。</u></p> <p>(7) <u>地価公示及び地価調査に関すること。</u></p> <p>(8) <u>不動産鑑定業に関すること。</u></p> <p>(9) <u>まち並み形成及び市街地整備の推進に関すること。</u></p> <p>(10) <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。</p> <p>くらしの安心局<u>住宅政策課</u></p> <p>(1)～(12) 略</p>

(15) 民間企業の開発事業に係る指導及び連絡調整に関すること。

(16) 都市計画区域等の開発行為の規制に関すること。

(17) まち並み形成及び市街地整備の推進に関すること。

(18) 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課・立地戦略課 略
経済産業総室

(1)～(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

雇用人材総室 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

農業大学校・経営支援課 略

(13) 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課・立地戦略課 略
経済産業総室

(1)～(12) 略

(13) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進のための中小企業者の支援に関すること。

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

雇用人材総室 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1) 農林水産行政に係る企画調整に関すること。

(2) 地域農政の推進に関すること。

(3) 農林水産業の環境対策に関すること。

(4) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること（経済産業総室の所掌に属するものを除く。）。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

農業大学校・経営支援課 略

生産振興課

(1) 農産物の生産に関すること。

(2) 植物防疫に関すること。

(3) 鳥獣被害対策に係る国等との連絡調整に関すること。

農地・水保全課

- (1)～(9) 略
- (10) 日本型直接支払事業に関すること。

農業振興戦略監とっとり農業戦略課

- (1) 農林水産行政に係る企画調整に関すること。
- (2) 地域農政の推進に関すること。
- (3) 農林水産部の所掌する試験研究機関の試験研究に係る評価、企画等の総合調整に関すること。
- (4) 農業の普及指導に関すること。
- (5) 農業気象に関すること。

農業振興戦略監生産振興課

- (1) 農産物の生産に関すること。
- (2) 植物防疫に関すること。
- (3) 鳥獣被害対策に係る国等との連絡調整に関すること。
- (4) 農林水産業の環境対策に関すること。
- (5) 農業試験場、園芸試験場、鳥獣対策センター、病虫害防除所、とっとり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館に関すること。

農業振興戦略監畜産課

- (1) 畜産物の需給調整に関すること。
- (2) 畜産経営改善に関すること。
- (3) 家畜及び家禽の改良増殖に関すること。
- (4) 家畜及び家禽の生産振興に関すること。
- (5) 草地の造成及び改良に関すること。
- (6) 飼料に関すること。
- (7) 家畜衛生防疫に関すること。
- (8) 獣医師に関すること。

ること。

- (4) 鳥獣対策センター、病虫害防除所、とっとり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館に関すること。

畜産課

- (1) 畜産物の需給調整に関すること。
- (2) 畜産経営改善に関すること。
- (3) 家畜及び家禽の改良増殖に関すること。
- (4) 家畜及び家禽の生産振興に関すること。
- (5) 草地の造成及び改良に関すること。
- (6) 飼料に関すること。
- (7) 家畜衛生防疫に関すること。
- (8) 獣医師に関すること。
- (9) 畜産に係る環境対策に関すること。
- (10) 家畜保健衛生所に関すること。
- (11) その他畜産に関すること。

農地・水保全課

- (1)～(9) 略
- (10) 農地を守る直接支払事業に関すること。

全国植樹祭課

全国植樹祭に関すること。

(9) 畜産に係る環境対策に関すること。

(10) 畜産試験場、中小家畜試験場及び家畜保健衛生所に関すること。

(11) その他畜産に関すること。

試験場統括本部

農林水産部の所掌する試験研究機関の連携による技術開発の推進に関すること。

農林総合研究所企画総務課

(1) 農林総合研究所の試験研究に係る評価、企画等の総合調整に関すること。

(2) 農業の普及指導に関すること。

(3) 農業気象に関すること。

(4) 所の連絡調整に関すること(農政課の所掌に属するものを除く。)

(5) 所の予算経理及び庶務に関すること(会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課並びに農政課の所掌に属するものを除く。)

(6) その他所内他課の所掌に属しないこと。

農林総合研究所農業試験場

農業試験場は、次に掲げる農業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 農業経営技術の改善に関すること。

(2) 主要農作物の育種及び栽培に関すること。

(3) 主要農作物の原種及び原々種に関すること。

(4) 土壌肥料及び土壌保全に関すること。

(5) 主要農作物の病害虫に関すること。

(6) 農業機械化に関すること。

(7) 土壌、肥料等の分析に関すること。

(8) 水田機能の維持・保全に関すること。

(9) 有機・特別栽培の生産技術に関すること。

(10) その他農業の振興に関すること。

農林総合研究所園芸試験場

園芸試験場は、次に掲げる果樹園芸、野菜園芸、花き園芸及び農業関係の生物工学に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 果樹、野菜及び花きの育種及び栽培に関すること。

(2) 果樹、野菜及び花きの土壌肥料に関すること。

(3) 果樹、野菜及び花きの病害虫に関すること。

(4) 果樹、野菜及び花きの機械器具に関すること。

(5) 果樹、野菜及び花きの原種及び原々種に関すること。

(6) 生物工学を応用した農産物の研究開発に関すること。

(7) その他果樹園芸、野菜園芸及び花き園芸の振興に関すること。

農林総合研究所畜産試験場

畜産試験場は、次に掲げる大家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 家畜の飼養、繁殖・育成及び肥育技術に関すること。

(2) 和牛種雄牛の造成及び凍結精液の作成配布に関すること。

(3) 家畜の育種及び生物工学を用いた改良増殖に関すること。

(4) 飼料作物及び牧草の栽培調整利用技術に関すること。

(5) 飼料の分析に関すること。

(6) 畜産経営技術の改善に関すること。

(7) その他畜産振興に関すること。

農林総合研究所中小家畜試験場

中小家畜試験場は、次に掲げる中小家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 畜産経営技術の改善に関すること。

(2) 家畜の改良繁殖、管理、飼育方法、育成、肥育及び飼料に関すること。

(3) 家畜の経済能力検定に関すること。

(4) 家畜の人工授精及び受精卵移植に関すること。

(5) 畜産に係る環境の改善に関すること。

(6) 種畜及び種卵の配布に関すること。

(7) その他畜産振興に関すること。

農林総合研究所林業試験場

林業試験場は、次に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

(1) 森林施業及び経営に関すること。

(2) 林業種苗に関すること。

(3) 森林保護に関すること。

(4) 森林土壌に関すること。

(5) 森林気象に関すること。

(6) 林業機械化に関すること。

(7) 特用林産物に関すること。

(8) 林産物の加工及び利用に関すること。

(9) 林野荒廃防止及び復旧に関すること。

(10) 二十一世紀の森の管理に関すること。

(11) その他林業の改良発達に関すること。

森林・林業振興局林政企画課

森林・林業振興局林政企画課

(1)～(7) 略

(8) 林業試験場に関すること。

(9) 略
森林・林業振興局県産材・林産振興課～水産振興局水産課 略

(市場開拓局各課の所掌事務)

第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

市場開拓局販路拡大・輸出促進課

(1) 略

(2) 農畜産物、林産物及び水産物の市場調査、販路拡大、輸出促進及びブランド化の推進に関すること。

(3)～(5) 略

(6) 鳥取県東京アンテナショップに関すること（東京本部の所掌に属するものを除く。）。

市場開拓局食のみやこ推進課

(1) 地産地消の推進に関すること。

(2) 農商工連携及び6次産業化の促進に関すること。

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課

(1)～(4) 略

(5) 土地等の収用及び使用に関すること。

(6) 道路、河川、港湾その他土木に関する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。

(7) 国土交通省所管の国有財産に関すること。

(8) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること（地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 測量法（昭和24年法律第188号）の施行に関すること。

(10) 収用委員会に関すること。

(11) 鳥取県土地開発公社に関すること。

(12) 略

(13) 略

(14) 略

技術企画課

(1)～(4) 略

(1)～(7) 略

(8) 二十一世紀の森に関すること（農林総合研究所林業試験場の所掌に属するものを除く。）。

(9) 略
森林・林業振興局県産材・林産振興課～水産振興局水産課 略

(市場開拓局各課の所掌事務)

第13条 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

市場開拓局市場開拓課

(1) 略

(2) 農畜産物、林産物及び水産物の市場調査、販路拡大及びブランド化の推進に関すること。

(3)～(5) 略

(6) 食のみやこ鳥取プラザに関すること（東京本部の所掌に属するものを除く。）。

市場開拓局食のみやこ推進課

地産地消の推進に関すること。

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

技術企画課

(1)～(4) 略

(5) 都市計画に関すること（水・大気環境課、循環型社会推進課、緑豊かな自然課、住まいまちづくり課及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 土地区画整理に関すること。

(7) 総合的な土地利用計画の策定及び土地利用規制対策に関すること。

(8) 地価公示及び地価調査に関すること。

(9) 不動産鑑定業に関すること。

(10) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。

道路企画課～空港港湾課 略

(職制及び職務)

第16条 部局、部内局、課、総室内室及び課内室等（総務部東京本部の課内室等を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部局、部内局、課、総室内室及び課内室等の事務をつかさどる。

2～5 略

6 第1項の規定により置く地域振興部東部振興監の長は東部振興監と、農林水産部農業振興戦略監の長は農業振興戦略監とする。

7 東部振興監は、必要に応じて、県東部圏域における施策の総合調整に関する事務を併せて行う。

(5) 土地等の収用及び使用に関すること。

(6) 道路、河川、港湾その他土木に関する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。

(7) 国土交通省所管の国有財産に関すること。

(8) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること（地域づくり支援局自治振興課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 測量法（昭和24年法律第188号）の施行に関すること。

(10) 収用委員会に関すること。

(11) 鳥取県土地開発公社に関すること。

道路企画課～空港港湾課 略

(職制及び職務)

第16条 鳥取県行政組織条例第14条第1項に規定する部局長は、次の表の左欄に掲げる部局の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりである。

未来づくり推進局	未来づくり推進局長
危機管理局	危機管理局長
総務部	総務部長
地域振興部	地域振興部長
文化観光局	文化観光局長
福祉保健部	福祉保健部長
生活環境部	生活環境部長
商工労働部	商工労働部長
農林水産部	農林水産部長
県土整備部	県土整備部長

2～5 略

6 部内局、課、総室内室及び課内室等（総務部東京本部の課内室等を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部内局、課、総室内室及び課内室等の事務をつかさどる。

7 前項の規定により地域振興部東部振興監の長として置かれる東部振興監は、必要に応じて、県東部圏域における施策の総合調整に関する事務を併せて行う。

8 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。

(1) 略

(2) 文化観光スポーツ局まんが王国官房長 副官房長及び課長補佐（課長補佐に担当するものを含む。以下同じ。）

(3) 課、総室内室又は課内室等の長 課長補佐

9～12 略

13 民工芸振興官を文化観光スポーツ局に置き、民工芸振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

14 スポーツ振興監を文化観光スポーツ局に置き、スポーツ振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

15 通商物流戦略監を商工労働部に置き、県内企業の海外での事業活動の促進に係る施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

略	
農林局	略
	地域整備課
	略
略	

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

地域振興局	略
	西部観光商工課
	略
略	

3 略

(地域振興局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事務

8 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。

(1) 略

(2) 課、総室内室又は課内室等の長 課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）

9～12 略

13 民工芸振興官を文化観光局に置き、民工芸の振興の総合調整に関する事務をつかさどる。

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

略	
農林局	略
	地域整備課
	基盤整備室
略	

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

地域振興局	略	
	西部広域観光課	エコツーリズム国際大会室
	商工労働課	
略		

3 略

(地域振興局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所地域振興局各課の所掌事務

は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課 略
地域振興局会計総務課

(1) 中部総合事務所及び鳥取県中部県税事務所の庶務に関すること（福祉保健局福祉企画課、生活環境局環境・循環推進課、農林局農業振興課、県土整備局建設総務課及び鳥取県中部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 事務所の車両に関すること（県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。）。

地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間地域振興チーム 略

第22条の2 西部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興局西部振興課 略
地域振興局西部観光商工課

(1)～(4) 略

(5) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。

(6) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）。

(7) 地元食材のブランド化及び販路拡大に関すること。

地域振興局会計総務課

(1) 西部総合事務所、鳥取県西部県税事務所及び鳥取県米子児童相談所の庶務に関すること（福祉保健局福祉企画課、生活環境局環境・循環推進課、農林局農業振興課、米子県土整備局建設総務課、日野振興センター日野振興局地域振興課、日野振興センター日野県土整備局建設総務課及び鳥取県西部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 事務所の車両に関すること（米子県土整備局維持管理課、日野振興センター日野振興局地域振興課及び日野振興センター日野県土整備局維持管

は、次のとおりとする。

地域振興局中部振興課 略
地域振興局会計総務課

中部総合事務所及び鳥取県中部県税事務所の庶務に関すること（福祉保健局福祉企画課、生活環境局環境・循環推進課、農林局農業振興課、県土整備局建設総務課及び鳥取県中部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間地域振興チーム 略

第22条の2 西部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興局西部振興課 略
地域振興局西部広域観光課

(1)～(4) 略

(5) エコツーリズム国際大会に関すること。

地域振興局商工労働課

(1) 商工業の振興及び中小企業の各種相談に関すること。

(2) 労働相談、雇用対策その他労働に関すること（個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。）。

(3) 地元食材のブランド化及び販路拡大に関すること。

地域振興局会計総務課

西部総合事務所、鳥取県西部県税事務所及び鳥取県米子児童相談所の庶務に関すること（福祉保健局福祉企画課、生活環境局環境・循環推進課、農林局農業振興課、米子県土整備局建設総務課、日野振興センター日野振興局地域振興課、日野振興センター日野県土整備局建設総務課及び鳥取県西部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

<p><u>理課の所掌に属するものを除く。)</u>。 地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間 地域振興チーム 略</p> <p>(福祉保健局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の3 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉保健局福祉企画課～福祉保健局障がい者支援課 略 福祉保健局健康支援課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。） (1) 略 (2) <u>医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>の施行に関すること。 (3)～(18) 略</p> <p>(生活環境局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の4 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 生活環境局環境・循環推進課 略 生活環境局生活安全課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。） (1) 略 (2) <u>食品表示に関すること。</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 生活環境局建築住宅課 略</p> <p>(農林局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 農林局農業振興課～農林局東伯農業改良普及所 略</p>	<p>地域振興局農商工連携チーム・地域振興局中山間 地域振興チーム 略</p> <p>(福祉保健局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の3 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉保健局福祉企画課～福祉保健局障がい者支援課 略 福祉保健局健康支援課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。） (1) 略 (2) <u>医療法及び薬事法</u>の施行に関すること。 (3)～(18) 略</p> <p>(生活環境局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の4 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 生活環境局環境・循環推進課 略 生活環境局生活安全課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。） (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 生活環境局建築住宅課 略</p> <p>(農林局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 農林局農業振興課～農林局東伯農業改良普及所 略</p>
--	---

農林局地域整備課
 (1)～(5) 略
(6) 東伯地区かんがい排水事業に関すること。
(7) 県営農業農村整備事業に関すること。

農林局農林業振興課 略

(県土整備局各課の所掌事務)
 第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局（以下この条において「県土整備局」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課 略
 県土整備局維持管理課
 (1)～(4) 略
 (5) 県土整備局の車両に関すること。
 県土整備局用地課～県土整備局河川砂防課 略

(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)
 第22条の8 日野振興センター日野振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野振興局地域振興課
 日野郡の区域における次に掲げる事務
 (1)～(8) 略
 (9) 日野振興センターの庶務に関すること (日野振興センター日野県土整備局建設総務課の所掌に属するものを除く。)
(10) 日野振興センターの車両に関すること (日野振興センター日野県土整備局維持管理課の所掌に属するものを除く。)
 (11) 略
 日野振興センター日野振興局農林業振興課・日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所 略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)
 第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課 略
 日野県土整備局維持管理課
 日野郡の区域における次に掲げる事務
 (1)～(4) 略

農林局地域整備課
 (1)～(5) 略

農林局基盤整備室
(1) 東伯地区かんがい排水事業に関すること。
(2) 県営農業農村整備事業に関すること。

農林局農林業振興課 略

(県土整備局各課の所掌事務)
 第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局（以下この条において「県土整備局」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課 略
 県土整備局維持管理課
 (1)～(4) 略
 (5) 事務所の車両に関すること。
 県土整備局用地課～県土整備局河川砂防課 略

(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)
 第22条の8 日野振興センター日野振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野振興局地域振興課
 日野郡の区域における次に掲げる事務
 (1)～(8) 略
 (9) 日野振興センター 日野振興局内の庶務に関すること。
 (10) 略
 日野振興センター日野振興局農林業振興課・日野振興センター日野振興局日野農業改良普及所 略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)
 第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課 略
 日野県土整備局維持管理課
 日野郡の区域における次に掲げる事務
 (1)～(4) 略

<p>(5) <u>日野県土整備局</u>の車両に関すること。 日野振興センター日野県土整備局用地課～日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第36条 県税事務所に、収税課及び課税課を置く。</p> <p>2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>収税課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。</p> <p>(3) 県税及び地方法人特別税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。</p> <p>(4) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。</p> <p>(5) 県税及び地方法人特別税に係る延滞金の減免に関すること。</p> <p>(6) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。</p> <p>(7) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。</p> <p>(8) 自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の受理に関すること。</p> <p>(9) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金(延滞金を除く。)の減免に関すること。</p> <p>(10) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。</p> <p>(11)・(12) 略</p>	<p>(5) <u>センター</u>の車両に関すること。 日野振興センター日野県土整備局用地課～日野振興センター日野県土整備局河川砂防課 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務)</p> <p>第36条 県税事務所に、収税課及び課税課を置く。</p> <p>2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>収税課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の督促及び収納に関すること <u>(特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税(以下「特定配当等県民税」という。))並びに普通徴収に係るもの以外の自動車税及び自動車取得税(以下「普通徴収以外自動車税等」という。))は、東部県税事務所に限る。)</u>。</p> <p>(3) 県税及び地方法人特別税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること <u>(特定配当等県民税及び普通徴収以外自動車税等は、東部県税事務所に限る。)</u>。</p> <p>(4) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること <u>(特定配当等県民税及び普通徴収以外自動車税等は、東部県税事務所に限る。)</u>。</p> <p>(5) 県税及び地方法人特別税に係る延滞金の減免に関すること <u>(特定配当等県民税及び普通徴収以外自動車税等は、東部県税事務所に限る。)</u>。</p> <p>(6) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること <u>(特定配当等県民税及び普通徴収以外自動車税等は、東部県税事務所に限る。)</u>。</p> <p>(7) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること <u>(普通徴収に係るもの以外のものは、東部県税事務所に限る。)</u>。</p> <p>(8) 自動車税及び自動車取得税に係る申告書等の受理に関すること <u>(東部県税事務所に限る。)</u>。</p> <p>(9) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金(延滞金を除く。)の減免に関すること <u>(普通徴収に係るもの以外のものは、東部県税事務所に限る。)</u>。</p> <p>(10) 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること <u>(普通徴収に係るもの以外のものは、東部県税事務所に限る。)</u>。</p> <p>(11)・(12) 略</p>
---	---

(13) 略

課税課

次に掲げる事務（第4号から第6号までに掲げる事務にあつては、東部県税事務所に限る。）

- (1) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課及び課税免除に関する事。
- (2) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関する事。
- (3) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関する事。

(4) 鳥取県東部庁舎の庁舎管理に関する事。

(5) 鳥取県東部庁舎の車両に関する事（鳥取県土整備事務所維持管理課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 鳥取県東部県税事務所、鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県東部生活環境事務所、鳥取県東部農林事務所（八頭事務所を除く。）、鳥取県鳥取県土整備事務所、鳥取県福祉相談センター、鳥取県立鳥取療育園、鳥取県立精神保健福祉センター及び鳥取県立鳥取看護専門学校の予算経理及び庶務に関する事（会計局審査出納課、庶務集中局集中業務課及び物品契約課並びに鳥取県東部県税事務所収税課、鳥取県東部福祉保健事務所福祉企画課、鳥取県東部生活環境事務所環境・循環推進課、鳥取県東部農林事務所農業振興課及び鳥取県鳥取県土整備事務所建設総務課の所掌に属するものを除く。）。

支所

- (1) 略
- (2) 県税及び地方法人特別税に係る徴収金の督促及び収納に関する事。
- (3)・(4) 略

(13) 鳥取県東部庁舎の庁舎管理に関する事（東部県税事務所に限る。）。

(14) 略

課税課

- (1) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課及び課税免除に関する事（特定配当等県民税は、東部県税事務所に限る。）。
- (2) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関する事（特定配当等県民税は、東部県税事務所に限る。）。
- (3) 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関する事（特定配当等県民税は、東部県税事務所に限る。）。

支所

- (1) 略
- (2) 県税（特定配当等県民税及び普通徴収以外自動車税等を除く。）及び地方法人特別税に係る徴収金の督促及び収納に関する事。
- (3)・(4) 略

第3款 米子工事検査事務所

(設置)

第3款 人権ひろば 2 1

(名称及び位置)
第37条 略

(所掌事務)
第38条 略

第5節 文化観光スポーツ局の所管に属する機関

(所掌事務)
第48条 略

第6款 社会体育施設

(名称及び位置)
第48条の2 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第2条の規定により設置された社会体育施設(鳥取県営ライフル射撃場を除く。以下「社会体育施設」という。)の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営米子屋内プール	米子市

第37条 米子工事検査事務所を次のとおり置く。

名称	位置	所管区域
鳥取県米子工事検査事務所	米子市	米子市、倉吉市、境港市、東伯郡、西伯郡及び日野郡

(所掌事務)
第38条 米子工事検査事務所は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 県が施行する建設工事の検査に関すること。

(2) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。)に関すること。

(3) 市町村等から委託を受けた建設工事の検査に関すること。

第4款 人権ひろば 2 1

(名称及び位置)
第38条の2 略

(所掌事務)
第38条の3 略

第5節 文化観光局の所管に属する機関

(所掌事務)
第48条 略

(所掌事務)

第48条の3 社会体育施設は、スポーツを振興し、も
って県民の心身の健全な発達に寄与するための事務
を所掌する。

第7款 倉吉体育文化会館

(名称及び位置)

第48条の4 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管
理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第2
条の規定により設置された倉吉体育文化会館の名称
及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立倉吉体育文化 会館	倉吉市

(所掌事務)

第48条の5 倉吉体育文化会館は、県民の体育及び文
化に関する活動を推進するための事務を所掌する。

第8款 産業体育館

(名称及び位置)

第48条の6 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関
する条例（平成9年鳥取県条例第1号）第2条の規
定により設置された産業体育館の名称及び位置は、
次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立鳥取産業体育 館	鳥取市
鳥取県立米子産業体育 館	米子市

(所掌事務)

第48条の7 産業体育館は、集会、展示会、スポーツ
等の用に供し、もって産業とスポーツを振興を図る
ための事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第48条の8 略

(内部組織及び所掌事務)

第48条の9 福祉保健事務所に、福祉企画課、障がい
者支援課及び健康支援課を置く。

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

(名称、位置及び所管区域)

第48条の2 略

(内部組織及び所掌事務)

第48条の3 福祉保健事務所に、福祉企画課、障がい
者支援課及び健康支援課を置く。

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

<p>福祉企画課・障がい者支援課 略 健康支援課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。） (1) 略 (2) <u>医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関すること。</u> (3)～(18) 略</p> <p>(所掌事務) 第93条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。 (1)～(3) 略 (4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第12条に規定する事項を処理する鳥取県精神保健福祉医療協議会の事務</u>に関すること。 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。 (6)～(9) 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務) 第96条 生活環境事務所に、環境・循環推進課、生活安全課及び建築住宅課を置く。 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 環境・循環推進課 略 生活安全課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。） (1) 略 (2) <u>食品表示に関すること。</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略</p>	<p>福祉企画課・障がい者支援課 略 健康支援課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。） (1) 略 (2) 医療法及び<u>薬事法</u>の施行に関すること。 (3)～(18) 略</p> <p>(所掌事務) 第93条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。 (1)～(3) 略 (4) <u>鳥取県精神医療審査会の事務</u>に関すること。 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。 (6)～(9) 略</p> <p>(内部組織及び所掌事務) 第96条 生活環境事務所に、環境・循環推進課、生活安全課及び建築住宅課を置く。 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 環境・循環推進課 略 生活安全課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。） (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p>
---	---

(10) 略

(11) 略

(12) 略

建築住宅課 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 農林事務所に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

農業振興課	
略	

2 略

3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

農業振興課

鳥取市及び岩美郡の区域における次に掲げる事務(第6号及び第9号に掲げる事務にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含む。)

(1)～(14) 略

(15) 略

(16) 略

鳥取農業改良普及所・地域整備課 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

建築住宅課 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 農林事務所に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

農林業振興課	林業振興室
略	

2 略

3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

農林業振興課

鳥取市及び岩美郡の区域における次に掲げる事務(第6号及び第9号に掲げる事務にあつては、八頭郡の区域内に係るものを含む。)

(1)～(14) 略

(15) 林業及び木材産業の振興に関すること。

(16) 森林の保全及び整備に関すること。

(17) 低コスト林業の推進に関すること。

(18) 県産材の需要拡大及び販路開拓に関すること。

(19) 林業担い手対策に関すること。

(20) 林業金融に関すること。

(21) 県営林に関すること。

(22) 保安林の整備管理に関すること。

(23) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。

(24) 林産物及び特用林産物の振興に関すること。

(25) 木質バイオマスに関すること。

(26) 森林計画に関すること。

(27) とっとり共生の森に関すること。

(28) 森林による二酸化炭素吸収に関すること。

(29) 森林整備の地域活動支援に関すること。

(30) 緑化の推進に関すること。

(31) 造林に関すること。

(32) 林業種苗に関すること。

(33) 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。

(34) 森林国営保険に関すること。

(35) 作業道に関すること。

(36) 略

(37) 略

鳥取農業改良普及所・地域整備課 略

八頭事務所農林業振興課

八頭郡の区域における次に掲げる事務（第12号から第35号までに掲げる事務にあつては、鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(37) 略

八頭事務所八頭農業改良普及所 略

(所掌事務)

第110条 略

第3款 農業試験場

(設置)

第110条の2 農業試験場を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県農業試験場	鳥取市

(所掌事務)

第110条の3 農業試験場は、次に掲げる農業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 農業経営技術の改善に関すること。
- (2) 主要農作物の育種及び栽培に関すること。
- (3) 主要農作物の原種及び原々種に関すること。
- (4) 土壌肥料及び土壌保全に関すること。
- (5) 主要農作物の病害虫に関すること。
- (6) 農業機械化に関すること。
- (7) 土壌、肥料等の分析に関すること。
- (8) 水田機能の維持・保全に関すること。
- (9) 有機・特別栽培の生産技術に関すること。
- (10) その他農業の振興に関すること。

(内部組織)

第110条の4 農業試験場に作物研究室、環境研究室及び有機・特別栽培研究室を置く。

第4款 園芸試験場

(設置)

第110条の5 園芸試験場を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町

(所掌事務)

第110条の6 園芸試験場は、次に掲げる果樹園芸、野菜園芸、花き園芸及び農業関係の生物工学に係る

八頭事務所農林業振興課

八頭郡の区域における次に掲げる事務（第22号、第23号及び第34号に掲げる事務にあつては、鳥取市及び岩美郡の区域内に係るものを含む。）

(1)～(37) 略

八頭事務所八頭農業改良普及所 略

(所掌事務)

第110条 略

試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 果樹、野菜及び花きの育種及び栽培に関する
こと。
- (2) 果樹、野菜及び花きの土壌肥料に関するこ
と。
- (3) 果樹、野菜及び花きの病害虫に関すること。
- (4) 果樹、野菜及び花きの機械器具に関するこ
と。
- (5) 果樹、野菜及び花きの原種及び原々種に関す
ること。
- (6) 生物学を応用した農産物の研究開発に関す
ること。
- (7) その他果樹園芸、野菜園芸及び花き園芸の振
興に関すること。

(内部組織)

第110条の7 園芸試験場に果樹研究室、野菜研究
室、花き研究室、環境研究室、生物学研究室、砂
丘地農業研究センター、弓浜砂丘地分場、河原試験
地及び日南試験地を置く。

第5款 鳥獣対策センター

第6款 病害虫防除所

第7款 とっとり花回廊

第8款 鳥取二十世紀梨記念館

第9款 畜産試験場

第3款 鳥獣対策センター

第4款 病害虫防除所

第5款 とっとり花回廊

第6款 鳥取二十世紀梨記念館

(設置)

第127条の2 畜産試験場を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県畜産試験場	東伯郡琴浦町

(所掌事務)

第127条の3 畜産試験場は、次に掲げる大家畜に係
る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 家畜の飼養、繁殖・育成及び肥育技術に関す
ること。
- (2) 和牛種雄牛の造成及び凍結精液の作成配布に
関すること。
- (3) 家畜の育種及び生物学を用いた改良増殖に
関すること。

- (4) 飼料作物及び牧草の栽培調整利用技術に関すること。
- (5) 飼料の分析に関すること。
- (6) 畜産経営技術の改善に関すること。
- (7) その他畜産振興に関すること。

(内部組織)

第127条の4 畜産試験場に肉用牛研究室、育種改良研究室及び酪農・飼料研究室を置く。

第10款 中小家畜試験場

(設置)

第127条の5 中小家畜試験場を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県中小家畜試験場	西伯郡南部町

(所掌事務)

第127条の6 中小家畜試験場は、次に掲げる中小家畜に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 畜産経営技術の改善に関すること。
- (2) 家畜の改良繁殖、管理、飼育方法、育成、肥育及び飼料に関すること。
- (3) 家畜の経済能力検定に関すること。
- (4) 家畜の人工授精及び受精卵移植に関すること。
- (5) 畜産に係る環境の改善に関すること。
- (6) 種畜及び種卵の配布に関すること。
- (7) その他畜産振興に関すること。

(内部組織)

第127条の7 中小家畜試験場に養豚研究室及び環境・養鶏研究室を置く。

第11款 家畜保健衛生所

(内部組織)

第130条 略

第12款 林業試験場

(設置)

第130条2 林業試験場を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県林業試験場	鳥取市

第7款 家畜保健衛生所

(内部組織)

第130条 略

(所掌事務)

第130条の3 林業試験場は、次に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。

- (1) 森林施業及び経営に関すること。
- (2) 林業種苗に関すること。
- (3) 森林保護に関すること。
- (4) 森林土壌に関すること。
- (5) 森林気象に関すること。
- (6) 林業機械化に関すること。
- (7) 特用林産物に関すること。
- (8) 林産物の加工及び利用に関すること。
- (9) 林野荒廃防止及び復旧に関すること。
- (10) 二十一世紀の森の管理に関すること。
- (11) その他林業の改良発達に関すること。

(内部組織)

第130条の4 林業試験場に森林管理研究室及び木材利用研究室を置く。

第13款 とっとり出会いの森

(名称及び位置)

第130条の5 鳥取県立とっとり出会いの森の設置及び管理に関する条例（平成11年鳥取県条例第6号）第2条の規定により設置されたとっとり出会いの森の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立とっとり出会いの森	鳥取市

(所掌事務)

第130条の6 とっとり出会いの森は、県民に森林とのふれあいの場を提供し、自然観察、野外活動等を通して森林に対する理解を深めるとともに、広く県民の保健及び休養に資するための事務を所掌する。

第14款 水産試験場

第15款 栽培漁業センター

第16款 とっとり賀露かっこ館

(内部組織及び所掌事務)

第140条 略

第8款 水産試験場

第9款 栽培漁業センター

第10款 とっとり賀露かっこ館

(内部組織及び所掌事務)

第140条 略

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
- 建設総務課
- 次に掲げる事務（第4号から第9号までに掲げる事務）は、鳥取県八頭県土整備事務所に限る。
- (1)～(7) 略
- (8) 鳥取県八頭庁舎の車両に関すること（維持管理課の所掌に関するものを除く。）。
- (9) 鳥取県東部農林事務所八頭事務所、鳥取県鳥獣対策センター及び鳥取県八頭県土整備事務所の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課、庶務集中局集中業務課及び物品契約課並びに鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 略
- 維持管理課
- (1)～(4) 略
- (5) 県土整備事務所の車両に関すること。
用地課～山陰道・岩美道路推進室 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県情報公開審議会	県民課（政策法務課が担当する事務を除く。） 政策法務課（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条第2号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。）
鳥取力創造運動推進委員会	鳥取力創造課
略	危機管理政策課
鳥取県地震防災調査研究委員会	
鳥取県津波対策検討委員会	
略	
略	

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
- 建設総務課
- 次に掲げる事務（第4号から第7号まで）は、鳥取県八頭県土整備事務所に限る。
- (1)～(7) 略
- (8) 略
- 維持管理課
- (1)～(4) 略
- (5) 東部庁舎及び八頭庁舎の車両に関すること。
用地課～山陰道・岩美道路推進室 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県情報公開審議会	県民課（政策法務課が担当する事務を除く。） 政策法務課（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条第2号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。）
略	危機管理政策課
鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会	
略	
略	

鳥取県内水面利用調整委員会	略 水産振興局水産課（内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他の調査等に関することに限る。）
略	
略	人権局人権・同和対策課
鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	課
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	とっとり暮らし支援課
略	
略	男女共同参画推進課
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	
略	
略	文化政策課
鳥取県文化観光スポーツ局指定管理候補者審査委員会	文化政策課（スポーツ課が担当する事務を除く。） スポーツ課（社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館に関することに限る。）
鳥取県文化観光スポーツ局指定管理施設運営評価委員会	文化政策課（スポーツ課が担当する事務を除く。） スポーツ課（社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館に関することに限る。）
鳥取県スポーツ審議会	スポーツ課
2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会	
まんが王国とっとり国際マンガコンテスト審	まんが王国官房

鳥取県内水面利用調整委員会	略 水産振興局水産課（内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他の調査等に関することに限る。）
鳥取県公共事業評価委員会	工事検査課
略	
略	人権局人権・同和対策課
鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	課
略	
略	男女共同参画推進課
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	
鳥取県東部地区中山間地域振興協議会	東部振興監東部振興課
鳥取県八頭地区中山間地域振興協議会	
略	
略	文化政策課
鳥取県文化観光局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県文化観光局指定管理施設運営評価委員会	

査委員会	
略	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉保健課（くらしの安心局 <u>住まいまちづくり課</u> が担当する事務を除く。） くらしの安心局 <u>住まいまちづくり課</u> （福祉のまちづくりのための建築物及びその敷地の整備基準に関することに限る。）
鳥取県精神保健福祉医療協議会	略 精神保健福祉センター（入院の要否及び退院等の請求についての審査処理 <u>並びに精神障害者保健福祉手帳交付の可否及び等級の判定</u> に関することに限る。）
略	障がい福祉課
鳥取県体験作文等審査委員会	
略	
略	
略	長寿社会課
鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	
鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会	
子育て王国とっとり会議	子育て王国推進局子育て応援課
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	
鳥取県母子保健対策協議会	
略	
略	健康医療局健康政策課
鳥取県感染症対策協議会	

略	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉保健課（くらしの安心局 <u>住宅政策課</u> が担当する事務を除く。） くらしの安心局 <u>住宅政策課</u> （福祉のまちづくりのための建築物及びその敷地の整備基準に関することに限る。）
鳥取県精神医療審査会	略 精神保健福祉センター（入院の要否及び退院等の請求についての審査処理に関することに限る。）
略	障がい福祉課
鳥取県体験作文等審査委員会	
鳥取県地域移行支援プロジェクト会議	
鳥取県地域依存症対策推進委員会	
略	
略	
略	長寿社会課
鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	
鳥取県母子保健対策協議会	子育て王国推進局子育て応援課
略	
略	健康医療局健康政策課
鳥取県感染症対策協議会	

		鳥取県健口食育プロジェクト事業検討会	
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議		鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	
		鳥取県心といのちを守る県民運動	
		鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会	
		鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ	
鳥取県特定疾患対策協議会		鳥取県特定疾患対策協議会	
		鳥取県8020運動推進協議会	
		鳥取県よい歯のコンクール審査会	
略	健康医療局医療政策課	略	健康医療局医療政策課
鳥取県准看護師試験委員		鳥取県准看護師試験委員	
		鳥取県看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会	
略		略	
略		略	
略	緑豊かな自然課	略	緑豊かな自然課
鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会		鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会	
鳥取県自然環境保全コンクール審査会			
略		略	
鳥取県消費者教育推進地域協議会	くらしの安心局消費生活センター		くらしの安心局消費生活センター
鳥取県消費生活審議会		鳥取県消費生活審議会	
		鳥取県屋外広告物審議会	くらしの安心局景観まちづくり課
		鳥取県開発審査会	
		鳥取県景観審議会	
		鳥取県国土利用計画地方審議会	
		鳥取県都市計画審議会	
		鳥取県土地利用審査会	
		米子境港都市計画事業	
		米子駅前通り土地区画	

		整理審議会	
		米子駅前通り土地区画 整理事業評価員	
鳥取県建築士審査会	くらしの安心局住まい	鳥取県建築士審査会	くらしの安心局住宅政
鳥取県建築審査会	まちづくり課	鳥取県建築審査会	策課
鳥取県屋外広告物審議 会			
鳥取県開発審査会			
鳥取県景観審議会			
略		略	
略	経済産業総室	略	経済産業総室
鳥取県医工連携推進プ ロジェクト推進委員会		鳥取県医工連携推進プ ロジェクト推進委員会	
鳥取県オープンデータ ・ビッグデータ活用検 討会			
略		略	
略		略	
鳥取県農業共済保険審 査会	農林水産総務課	鳥取県農業共済保険審 査会	農政課
鳥取県優秀経営農林水 産業者等被表彰者審査 会		鳥取県優秀経営農林水 産業者等被表彰者審査 会	
鳥取県農林水産部指定 管理候補者審査委員会	農林水産総務課（農業 振興戦略監生産振興 課、森林・林業振興局 森林づくり推進課及び 水産振興局水産課が担 当する事務を除く。）	鳥取県農林水産部指定 管理候補者審査委員会	農政課（生産振興課、 森林・林業振興局森林 づくり推進課及び水産 振興局水産課が担当す る事務を除く。）
	農業振興戦略監生産振 興課（とっとり花回廊 及び鳥取二十世紀梨記 念館に関することに限 る。）		生産振興課（とっとり 花回廊及び鳥取二十世 紀梨記念館に関するこ とに限る。）
	略		略
鳥取県農林水産部指定 管理施設運営評価委員 会	農林水産総務課（農業 振興戦略監生産振興 課、森林・林業振興局 森林づくり推進課及び 水産振興局水産課が担 当する事務を除く。）	鳥取県農林水産部指定 管理施設運営評価委員 会	農政課（生産振興課、 森林・林業振興局森林 づくり推進課及び水産 振興局水産課が担当す る事務を除く。）
	農業振興戦略監生産振 興課（とっとり花回廊 及び鳥取二十世紀梨記 念館に関することに限 る。）		生産振興課（とっとり 花回廊及び鳥取二十世 紀梨記念館に関するこ とに限る。）

	る。)
	略
鳥取県立農業大学校外 部評価委員会	農業大学校
鳥取県農業農村整備事 業の環境配慮に係る意 見交換会	農地・水保全課
鳥取県みんなで取り組 む農業農村保全活動推 進委員会	
鳥取県職務育成品種審 査会	農業振興戦略とと り農業戦略課
鳥取県農林水産部試験 研究機関の試験研究に 係る外部評価委員会	
鳥取県有機・特別栽培 農産物等推進協議会	農業振興戦略監生産振 興課
鳥取県和牛改良委員会	農業振興戦略監畜産課
鳥取県和牛再生ステッ プアップ協議会	
略	
鳥取県森林環境保全税 関連事業評価委員会	森林・林業振興局森林 づくり推進課
鳥取県森林病虫害等 (松くい虫)防除連絡 協議会	
鳥取県緑化関連表彰等 審査会	
鳥取県カワウ繁殖抑制 対策検討会	水産振興局水産課
鳥取県伝統工芸認定委 員会	市場開拓局販路拡大・ 輸出促進課
略	
略	技術企画課

	略
鳥取県立農業大学校外 部評価委員会	農業大学校
鳥取県有機・特別栽培 農産物等推進協議会	生産振興課
鳥取県和牛改良委員会	畜産課
鳥取県和牛再生ステッ プアップ協議会	
鳥取県農業農村整備事 業の環境配慮に係る意 見交換会	農地・水保全課
鳥取県みんなで取り組 む農業農村保全活動推 進委員会	
鳥取県農林水産部試験 研究機関の試験研究に 係る外部評価委員会	農林総合研究所企画総 務課
鳥取県和牛産肉能力検 定委員会	農林総合研究所畜産試 験場
略	
鳥取県森林環境保全税 関連事業評価委員会	森林・林業振興局森林 づくり推進課
鳥取県伝統工芸認定委 員会	市場開拓局市場開拓課
略	
略	技術企画課

鳥取県新技術等実現化調査検討委員会		鳥取県新技術等実現化調査検討委員会	
鳥取県国土利用計画地方審議会			
鳥取県都市計画審議会			
鳥取県土地利用審査会			
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会			
米子駅前通り土地区画整理事業評価員			
	河川課	鳥取県岩美海岸（陸上地区）侵食対策検討委員会	河川課
鳥取県河川委員会		鳥取県大路川流域治水対策協議会	
略		鳥取県河川委員会	
略	空港港湾課	略	空港港湾課
鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会		鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会	
		鳥取県中部地区中山間地域振興協議会	中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム
略		略	
略	中部総合事務所福祉保健局健康支援課	略	中部総合事務所福祉保健局健康支援課
鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会		鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会	
		鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会	
略		略	
略	西部総合事務所地域振興局西部観光工商課	略	西部総合事務所地域振興局西部広域観光課
鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会		鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会	
		鳥取県西部地区中山間地域振興協議会	西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム
略		略	
略	西部総合事務所生活環境局生活安全課	略	西部総合事務所生活環境局生活安全課
鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会		鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会	

		鳥取県西部総合事務所 就農計画認定審査委員 会	西部総合事務所農林局 農林業振興課
略	西部総合事務所農林局 西部農業改良普及所	略	西部総合事務所農林局 西部農業改良普及所
鳥取県西部総合事務所 農林局西部農業改良普 及所大山普及支所普及 指導活動評価検討会		鳥取県西部総合事務所 農林局西部農業改良普 及所大山普及支所普及 指導活動評価検討会	
略		鳥取県日野地区中山間 地域振興協議会	西部総合事務所日野振 興センター日野振興局 地域振興課
略		鳥取県西部総合事務所 日野振興センター就農 計画認定審査委員会	西部総合事務所日野振 興センター日野振興局 農林業振興課
略		略	略
略	東部福祉保健事務所健 康支援課	略	東部福祉保健事務所健 康支援課
鳥取県東部保健医療圏 地域保健医療協議会		鳥取県東部保健医療圏 地域保健医療協議会	
略		鳥取県自立支援医療費 (精神通院医療)支給 認定・精神障害者保健 福祉手帳交付判定会	精神保健福祉センター
略		略	略
略	産業人材育成センター 米子校	略	産業人材育成センター 米子校
鳥取県立産業人材育成 センターデザイン科運 営推進協議会		鳥取県立産業人材育成 センターデザイン科運 営推進協議会	
略		鳥取県東部農林事務所 就農計画認定審査委員 会	東部農林事務所農林業 振興課
略		鳥取県東部農林事務所 八頭事務所就農計画認 定審査委員会	東部農林事務所八頭事 務所農林業振興課
略		略	略
鳥取県東部農林事務所 八頭事務所八頭農業改 良普及所普及指導活動 評価検討会	東部農林事務所八頭事 務所八頭農業改良普及 所	鳥取県東部農林事務所 八頭事務所八頭農業改 良普及所普及指導活動 評価検討会	東部農林事務所八頭事 務所八頭農業改良普及 所
鳥取県和牛産肉能力検 定委員会	畜産試験場		
略		略	略

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条医療指導課の項第5号、第22条の3福祉保健

局健康支援課の項第2号及び第48条の3健康支援課の項第2号の改正規定は、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日から施行する。

（鳥取県予算規則の一部改正）

2 鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 主務部長 知事部局の部長（未来づくり推進局長、危機管理局長、<u>文化観光スポーツ局長</u>及び会計管理者を含む。）、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>（2）～（4） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 主務部長 知事部局の部長（未来づくり推進局長、危機管理局長、<u>文化観光局長</u>及び会計管理者を含む。）、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>（2）～（4） 略</p>

（鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

3 鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（屋外広告業者監督処分簿）</p> <p>第19条 条例第10条の16第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少なくとも過去5年間に行った処分に係る当該帳票を一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部くらしの安心局<u>住まいまちづくり課</u>で閲覧に供することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（屋外広告業者監督処分簿）</p> <p>第19条 条例第10条の16第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の備付け等は、条例第10条の15第1項の規定による処分1件ごとに帳票を作成し、少なくとも過去5年間に行った処分に係る当該帳票を一括して編集した帳簿を鳥取県生活環境部くらしの安心局<u>景観まちづくり課</u>で閲覧に供することにより行うものとする。</p> <p>2 略</p>

（鳥取県建築士法施行細則の一部改正）

4 鳥取県建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（名簿の閲覧）</p> <p>第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局<u>住まいまちづくり課</u>及び所管事務所の生活環境局建築住宅課又は建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>（登録簿等の閲覧）</p> <p>第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生活環境部くらしの安心局<u>住まいまちづくり課</u>及び所</p>	<p>（名簿の閲覧）</p> <p>第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局<u>住宅政策課</u>及び所管事務所の生活環境局建築住宅課又は建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>（登録簿等の閲覧）</p> <p>第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生活環境部くらしの安心局<u>住宅政策課</u>及び所管事務所</p>

<p>管事務所の生活環境局建築住宅課又は建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法第23条の9各号に掲げる書類(前項の書類を除く。)は、鳥取県生活環境部くらしの安心局<u>住まいまちづくり課</u>及び所管事務所の生活環境局建築住宅課又は建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</p>	<p>の生活環境局建築住宅課又は建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法第23条の9各号に掲げる書類(前項の書類を除く。)は、鳥取県生活環境部くらしの安心局<u>住宅政策課</u>及び所管事務所の生活環境局建築住宅課又は建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</p>
--	--

(鳥取県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

5 鳥取県宅地建物取引業法施行細則(昭和40年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。)」を削る。

様式第1号中「住宅政策課」を「住まいまちづくり課」に改める。

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正)

6 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。)」を削る。

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

7 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条又は第7条の規定により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。)」を削る。

(鳥取県立二十一世紀の森管理規則の一部改正)

8 鳥取県立二十一世紀の森管理規則(昭和60年鳥取県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、林業試験場長に委任する。</p>	<p>第9条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、<u>農林総合研究所</u>林業試験場長に委任する。</p>